

第 8 回 時価評価の会計 (金融商品に関する会計基準) (- 2 金融商品取引法)

月(5) 法 2 号館 213 教室
平成 23 年 6 月 6 日
財 務 諸 表 論

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務諸表論第 11 版 武田隆二著 H21 年 1 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 8 版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(公認会計士試験短答式財務諸表論第 7 版 石井和人著 H22.10 中央経済社発行)

何故時価会計か？ より正確な会計(会計環境の変化)

会計の役割？ 公正価値開示

1 . 時価評価の会計

(1)背景(企業の経済環境の変化)

金融取引の国際化・自由化

証券・金融市場のグローバル化

情報化処理技術の発達

デリバティブ(金融派生商品)の拡大

世界の GDP 約 60 兆ドル、デリバティブの想定元本約 600 兆ドル

実物取引の 50 倍ものマネー取引の流通

企業活動の国境を越えたグローバル化

資金調達の世界規模での拡大

経済のグローバル化と今後の加速

新たな金融取引がその「質」において多様化し、「量」において大きくなり、そのためリスクに晒される環境状況(リスク・エクスポージャー)が企業経営にとってマネジメントすべき重要なリスクとなった。

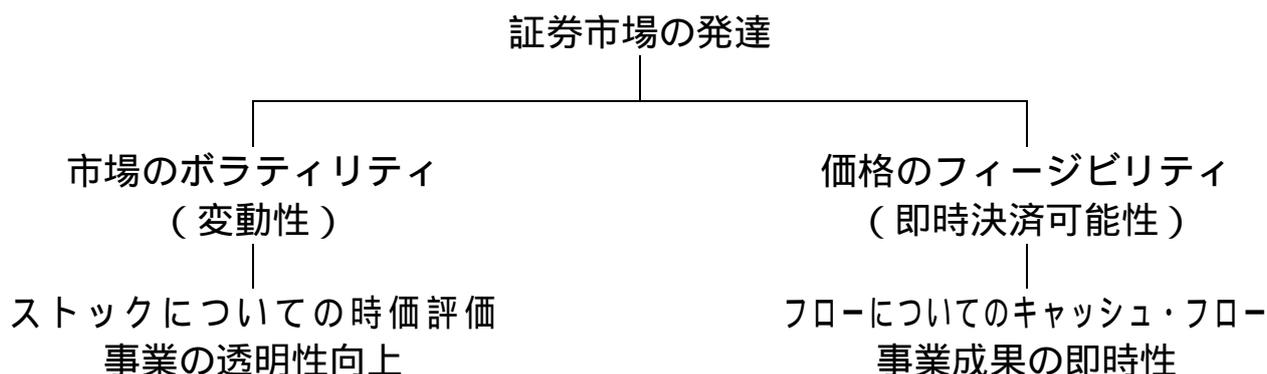
本レジュメは講義日前にホームページに up してあります

<http://yamauchi-cpa.net/index.html>



山内公認会計士事務所
yamauchi@cosmos.ne.jp

そのため金融商品の実態を、これまでの会計の対象だった実物財と同じ会計処理でとらえるのは困難となった。



経済の変化と資産評価の変化の比較

(旧)実物経済	(新)マネー経済
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済の基本は製造業 ・ 実物財(プロダクト)経済 ・ 営利性原則 ・ 利益獲得過程 ・ 回顧的観点の収支適合 ・ 物財指向 ・ 総額主義 ・ 確定数値に重点「実数値」 ・ 実数値の等価交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品が主役 ・ 金融財(ファイナンス)経済 ・ キャッシュフローが評価尺度 ・ 市場の変動性への対処 ・ 未来的観点の収支適合 ・ 財務指向 ・ 純額主義 ・ 予測数値に重点「期待値」 ・ 期待値の等価交換
<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得原価主義 ・ 引渡基準 ・ 決済基準 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時価主義 ・ 契約基準

(2) 金融商品とは何か

金融商品とは、2 企業間で締結される契約であり、一方の企業に金融資産を生じさせ、他方の企業に金融負債を生じさせる契約等であり、次のものの総称である。

金融資産
金融負債
デリバティブ取引に係る契約

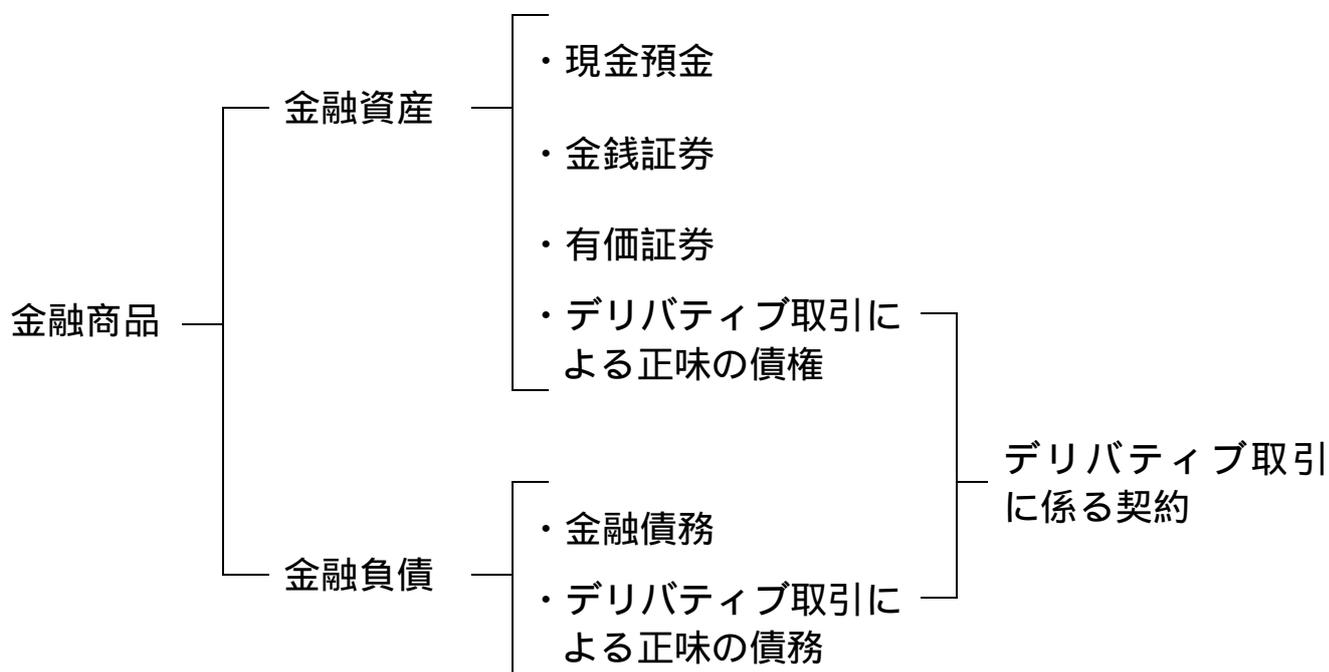
デリバティブ取引とは、「先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引」をいう。

デリバティブ取引の価値は、「当該契約を構成する権利と義務の価値の純額に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる」

プラス	-----	デリバティブ取引契 約を構成する権利	>	デリバティブ取引契 約を構成する義務	金融資産
マイナス	-----	“	<	“	金融負債

複合金融商品とは、新株引受権付社債にみられるように、「新株予約権」と「社債本体」とが複合して一つの商品を構成しているものをいう。

ファイナンス・タイプ(金融財)とコモデティ(現物財)・タイプの金融商品がある。



(3) デリバティブの意義

デリバティブは「原資産の価格に依存してその価格が決まる商品」である。金融派生商品と言われ、従来から存在する金融商品、たとえば、金利・為替・株式などを原資産とし、それから派生して生まれたものを意味する。

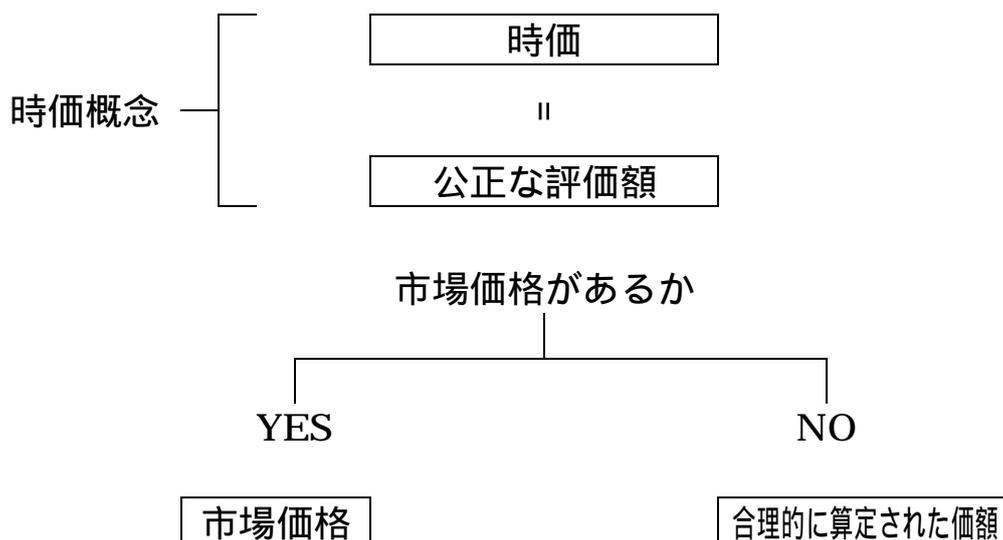
デリバティブの分類

タイプ	原資産	取引所取引	店頭取引
ファイナンス・タイプ	金利	金利先物 金利先物オプション	金利スワップ 金利先渡契約(FRA) 金利オプション
	債券	債券(国債)先物 債券(国債)先物オプション	債券(国債)店頭オプション
	為替	通貨先物 通貨先物オプション	通貨スワップ 通貨オプション
	株式	株価指数先物	エクイティ・スワップ エクイティ・オプション
コモディティ・タイプ	商品	商品先物 商品先物オプション	コモディティ・スワップ コモディティ・オプション

デリバティブの評価のコア・コンセプトは即時決済性であり、即時に決済することによって得た資金を他の金融財への投資に即座に振り向けることが出来ることである。

そして即時決済性は取引の当事者がそれぞれ独立の公正な立場で交渉する際に成立する公正な評価額すなわち公正価値によって表現される。

公正価値すなわち時価は、金融商品が市場で取引される場合、そこで成立する価格、市場価格とされ、市場がないときは、合理的に算定された価額とされ、市場価格という概念よりも広い概念が採用されている。



(4) 金融危機

今回の金融危機は、グローバル経済に大きな影響を与えるとともに、企業会計システムにも重大なインパクトを与えた。

企業会計システムの前提となっていた市場が機能不全に陥り、公正価値をベースにした金融商品の評価が困難となった。

IFRS の一部の適用除外を求める国が頻発するとともに、公正価値の適用の困難な場合、損失の認識の遅れ、オフバランス資産の存在、金融商品に関する基準の複雑性などの問題が生じた。

そのため合理的に算定された価額も採用された。

2. 金融資産および金融負債の発生の認識

(1) 処理的要件

貨幣的計量可能性
 権利義務の確定性
 検討可能性(客観的証拠)

(2) 金融資産および金融負債の発生の認識

(受渡、決済ベースから契約、約定ベースへ)

	形能分類	具体的対象	発生の認識
(1)		現金・預金	
(2)	金銭の貸借取引	貸付金 借入金	・ 契約の締結時(原則) ・ 貸付の実行日(選択)
(3)	商品の売買等に係る金銭債権債務	売掛債権 買掛債務	商品の引渡又は役務提供の完了
(4)	金融資産または金融負債自体を対象とする取引	有価証券 デリバティブ	契約の締結時

(注1)有価証券の売買について契約が成立すると、その約定日以降の時価の変動に伴う価格変動リスクは、譲受人が負担することとなり、仮に譲受人が売買締結後に倒産(信用リスク)にも、その取引の決済は買注文を出した証券会社側になり、譲渡人は契約時に時価の変動リスクを相手方に移転し、受渡に伴うリスクは当事者に及ばないことから、約定基準の適用が正当化される。従って記帳金額は受渡日の価格ではなく、契約日の取引価格となる。

(注2)デリバティブの場合も、当該契約の締結に伴い「権利の行使」や「義務の履行」が行える状況となるので契約の締結時にその発生を認識することとなる。

(注3)従来の会計処理では、有価証券については受渡基準、デリバティブは決済基準での認識が一般的であった。そのため決済時点までの取引がオフバランス化され、決済時点に至って初めて多額の損失を計上するという不透明な会計処理が行われてきた。

3 . 金融商品の消滅の認識

(1)消滅事象

権利行使(貸付金の回収)
 権利喪失(有価証券の譲渡)
 支配移転

はさまざまな支配権(部分債権)からなる権利の一部が他に移転することもある。

例えば「リコース権」(遡及権)や「買戻特約」が付されていることがあり、また「債権の回収サービス業務」が譲渡人サイドに残されている等の条件付きのものある。

このような条件付きの金融資産が譲渡された場合の消滅認識が問題となる。この問題については二つのアプローチがある。

リスク・経済価値アプローチ

金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが移転した場合に、当該金融資産の消滅を認識する方法。

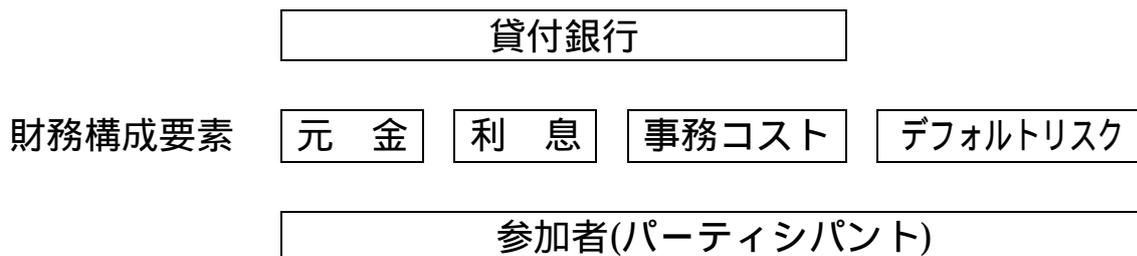
財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素に対する支配権が他に移転した場合に、当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法。

(2)ローン・パーティシペーションの財務構成要素

ローン・パーティシペーションとは、貸付銀行が貸付契約を締結し、その貸付債権から回収する元利息を受取る権利を、第三者(パーティシパント、参加者)に一括または分割で売却する契約である。

この契約では、貸付銀行は第三者に対して支払保証や買戻義務を負担しないが、債権の回収と担保保管等の事務の執行を負担する。



(仕 訳 例)

A 銀行は 1,000 万円の貸付債権を B 社に 1,080 万円で売却する。(年度末 500 万円の 2 回返済、年利率 4%、回収業務は年 20 万円で A 銀行が行う)

< リスク・経済価値アプローチの場合 >

売却時	万円		
現金	1,080	貸付債権 (オフバランス)	1,000
		債権売却益	80
元利金回収(第 1 年次)と支払			
現金	540	未払金	540
未払金	540	現金	520
		受取手数料	20

< 財務構成アプローチの場合 >

売却時			
現金	1,080	借入金 (オンバランス)	1,000
		貸付債権留保額	80 (未払金)
元利金回収(第 1 年次)			
現金	540	貸付債権	500
		受取利息	40
借入金	500	現金	520
貸付債権留保額	40	受取手数料	20

従来は「リスク・経済価値アプローチ」により、一括して債権のオフバランス処理が行われてきた。そのため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されなかった。(譲受入の会計処理)そこで「財務構成要素アプローチ」により、財務構成要素に分解して、譲渡人の貸借対照表上にオンバランス化する必要が生じてきた。

支配が他に移転するための 3 要件

倒産隔離

金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていること。

利益享受

金融資産の譲渡に制約されることがないこと

実質的に買戻特約がないこと

買戻特約があることは、実質的には売買ではなく、貸借取引となる。

現先取引

現先取引は現物買いの先物売りであり、譲渡人が買戻権を実質的に持っているケースに該当するので、売買取引ではなく、金融取引として処理しなければならない。

(仕 訳 例)

債権の買入時	万円		
短期貸付金	1,000	現金	1,000

決算時における未経過利息に計上と貸倒引当金の経常			
未経過利息	40	受取利息	40
貸倒引当金繰入	20	貸倒引当金	20

債権の売り戻し時			
現金	1,060	短期貸付金	1,000
		未経過利息	40
		受取利息	20
貸倒引当金	20	貸倒引当金戻入	20

(3)買戻条件付債権譲渡の会計処理

(貸付金 1,000 万円の譲渡)

	万円
譲渡代金	1,000 (貸倒リスクの評価)
デフォルトによる買戻義務	60
正味譲渡対価の額	<u>940</u>
回収業務の対価	10 (回収業務費の見積)

(譲渡原価の算定)

	万円	対価按分率 %	譲渡原価 (DX 比率) 万円
貸付債権の正味譲渡対価 (の額)	940	99(B/A)	990
〃 回収業務の対価 (の額)	10	1(C/A)	10
	<u>950</u>	<u>100</u>	<u>1,000</u>

(仕 訳 例)

	万円			
現金	1,000	貸付債権	990	----- 消滅債権の時価
譲渡損	50	買戻義務	60	
回収対価資産	10	貸付債権	10	----- 残存債権の時価

4 . 金融負債の消滅の認識

(1)金融負債消滅の3事象

- 契約上の義務を履行したとき(債務の弁済)
- 契約上の義務が消滅したとき(債務の免除)
- 契約上の第一債務者の地位から免責されたとき

(2)デッド・アサンプションの仕組

デッド・アサンプションとは、内国法人が外債を発行し、その元利支払について海外の銀行に一定の金銭を預託することにより、元利金の支払を履行してもらう取引のことである。

このような海外の銀行とのデッド・アサンプション契約は、外債発行企業にとって、実質的な社債の繰上償還を行ったのと同じ効果を伴う。

5 . 金融資産・負債の認識中止の会計

(1)資産証券化

(2)金融資産の認識中止

(3)金融負債の認識中止

(4)リスク・経済価値アプローチ

(5)財務構成要素アプローチ

6 . 金融商品の時価評価

(1)金融財への評価基準の適用の背景

(実物経済)	以前	プロダクト生産を中核とする実物経済中心の時代。
	1970年代	
	以後	(1) 為替を中心とした金融財の取引高に占める割合が増加し財貨の輸出入の決済手段としての地位。投資の対象となった。 (トレーディングの補助)
(マネー経済)		(2) それ自体が投機取引の対象となった。 併せてコンピューターの発達により、価格変動(ボラティリティ)の瞬時を捉えて取引される。

(2)有形財への時価基準の適用の問題点

棚卸資産、固定資産

持続的、再生産に必要な資産(下方的評価)

従来の取得原価基準の枠内での評価減の適用が解りやすい。

金融資産

自由選択資金として即時決済による採算計算に適した資産(上、下方的評価)

金融財と有形財とでは資産特性、市場特性、経済セクター特性の違いが歴然としており、同一の時価ルールは問題である

金融資産の特性

- ・時価の客観性とその把握の容易性
- ・時価による流動化可能性

(3)金融資産の時価評価の有用性と対象資産

時価の測定の問題

金融資産は、いつでも「時価による自由な換金・決済の可能性」(価格のフィージビリティ)があるという特性を前提として考えるとき、時価情報をオンバランス化することは、「当然」と受けとめられるようになっている。

時価評価対象資産の限定

時価評価対象から外されるもの

(実質的に価格変動リスクにさらされないもの)

- ・現預金、受取手形、売掛金、貸付金等
- ・支払手形、買掛金、借入金等

(保有目的から見て売却しないもの)

- ・満期保有目的債券
- ・子会社・関連会社株式等

区 分	具体的項目	備 考
価格変動リスクのある金融資産	デリバティブ株式等の有価証券	金融資産
価格変動リスクに中立、非売却目的	売掛債権、貸付金等 関連会社株式等	〃
費用性資産	棚卸資産、固定資産等	非金融資産

評価基準と評価差額

区 分	評価基準	評価差額
売買目的有価証券	時価	損益に計上
満期保有目的債券	原価、償却原価	、損益に計上
関係会社株式	原価	
その他の有価証券	時価	純資産の部に直接計上
特定金銭信託等	時価	損益に計上
デリバティブ	時価	損益に計上

(4)金融債務の貸借対照表価額

社債発行差金

従来 of 繰延資産の範囲から除かれ、社債発行差金という用語を使用せず、社債を額面金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合は、償却原価に基づいて算定して社債金額とすることとされた。

7. 有価証券の会計

(1) 区分

区分	評価基準	評価損益の処理
売買目的有価証券	時価	当期損益
満期保有 "	取得原価、 償却原価	
関係会社株式	取得原価	
その他の有価証券	時価	・純資産の部に計上 又は ・評価益は純資産の 部に計上し、評価 損は当期の損失と して処理

(2) 売買目的有価証券

対価の変動により利益を得ることを目的として保有している有価証券をいう。

B/S 計上 ----- 時価

P/L 計上 ----- 評価損益は当期の損益とする

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500
2010.4.1	売買目的有価証券	2,500 / 現預金	2,500
2011.3.31	売買目的有価証券	1,100 / 有価証券運用益	1,100
2012.3.31	有価証券運用損	100 / 売買目的有価証券	100

(3)満期保有目的の債券

満期まで所有する目的で保有する社債などをいう。

その目的は、満期までの利息や元本の受取りであり、その間の価格変動リスクを考慮する必要がないため、「取得原価」で評価される。

ただし、債券の券面額と異なる価額で取得した場合、その差額が金利調整によるときは、「償却原価法」で評価する。

償却計算の方法は利息法と定額法がある。

取得日等 2010.4.1 社債額面 10,000 を 9,500 で取得
満期日等 2015.3.31 満期、利率は 6% で利払日は 9 月末と 3 月末

2010.4.1	満期保有目的債券	9,500	/	現預金	9,500
2010.9.30	現預金	300	/	有価証券利息	300
2011.3.31	現預金	300	/	有価証券利息	300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息	100
2015.3.31	現預金	300	/	有価証券利息	300
	満期保有目的債券	100	/	有価証券利息	100
	現預金	10,000	/	満期保有目的債券	10,000

(4)子会社株式等

子会社株式および関連会社株式は、取得原価で評価する。

これらは財務活動というよりは、設備投資などの事業投資と同様と考えられるからである。

(5)その他有価証券

上記以外の有価証券であり、持合株式などが含まれる。

評価損益の処理には 2 つの方法があり、いずれの方法も、評価差額は洗替方式による。

全部純資産直入法(評価差額を純資産の部に計上する)

部分純資産直入法(評価益は純資産の部に、評価損は当期損失として処理する)

	2010年4月1日 (取得原価)	2011年3月31日 (期末時価)	2012年3月31日 (期末時価)
A 株式	1,500	2,000	1,800
B 株式	1,000	1,600	1,700
計	2,500	3,600	3,500

(全部純資産直入法)

2010.4.1	その他有価証券	2,500	/	現預金	2,500
2011.3.31	その他有価証券	1,100	/	その他有価証券 評価差額金	1,100
2011.4.1	その他有価証券 評価差額金	1,100	/	その他有価証券	300
2012.3.31	その他有価証券 評価差額金	100	/	その他有価証券	100
2012.4.1	その他有価証券	100	/	その他有価証券 評価差額金	100

(6) 強制評価減

有価証券の評価に関しては、その時価が著しく下落したときには、回復する見込があると認められる場合を除いて、時価評価を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

売買目的有価証券およびその他有価証券でも、市場価格がなく、客観的な時価が把握できないものについては、取得原価で評価される。

(7) 運用目的の金銭信託

等外信託財産を構成する金融資産および金融負債について時価評価を行い、評価差額が出た時は、当期の損益とする、

特定金銭信託、指定金外信託等

8 . デリバティブ取引の会計

(1)種 類

「先物」「スワップ」「オプション」という3つが基本である。
 デリバティブは本来、リスクヘッジ目的のものであり、運用目的で利用すると多大な損失が発生する可能性がある。

(2)運用目的のデリバティブ

運用目的のデリバティブは、貸借対照表に時価で計上され、その評価差額は当期の損失として処理される。

(設 例)

2010.11.1 に非上場の株価指数のコールオプションを運用目的で2,000単位購入した。権利行使価格は1,000でオプション料として合計120千円を支払った。

期末日(2011.3.31)に株価指数は1,100に上昇した。

ただし、ブラック=ショールズモデルを用いてオプション価格を算定すると、1単位当たり155円となった。

2011.4.15 株価指数が1,150に上昇したので、コールオプションを売却した。売却日にブラック=ショールズモデルを用いてオプション価値を計算すると1単位当たり200円となった。

2010.11.1	買建オプション	120	/	現預金	120
-----------	---------	-----	---	-----	-----

2011.3.31	買建オプション	190	/	オプション評価損益	190
-----------	---------	-----	---	-----------	-----

(オプションの期末時価310千円(155円×2,000単位) - 取得原価120千円)
 であることから評価益190千円(310千円 - 120千円)

2011.4.15 オプションを売却する。

2011.4.1	現預金	400	/	買建オプション	310
			/	オプション売却益	100

(3) デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務

金利スワップの必要性と仕組み(金利低下傾向のとき)

金利スワップ	-----	固定金利と変動金利の交換
スワップ	-----	等価のキャッシュ・フローの交換
想定元本	-----	利息を計算するための計算基礎としての元本

長期借入金(社債等)があり、長期金利が低下すると期待したときは、固定金利で調達した資金を短期金利の支払に転換して低い金利の支払をする。その評価差額は財務活動の成果と考えられるから、当期の損益として処理する。

変動金利の支払(債務) < 固定金利と変動金利の交換
金利スワップ資産(金融資産)

受取側が大ならば、両者の差額は金利スワップ資産として資産計上される。

逆の場合は金利スワップ債務となる。

変動金利の支払(債務) > 固定金利の受取(資産)
金利スワップ債務(金融負債)

9 . ヘッジ会計

企業が保有する資産や負債はさまざまな変動リスクにさらされている。
デリバティブを用いてこれらのリスクを回避することを「ヘッジ」という。

(1)企業を取り巻くリスク

金利リスク(金利の変動による損失)
為替リスク(為替相場の変動による損失)
株価リスク(株価の変動による損失)
その他のリスク(原油、盗難、災害、競争、その他)

グローバル化に伴うマーケットリスクの増大
(1990年度に至って、金利、為替、株価の変動率はかつての数倍にまで高まった)

ヘッジ(企業防工の為にリスクを削減する措置)が必要となる

ヘッジとしてのデリバティブの利用

デリバティブ自体が投機のために利用

(2)意 義

ヘッジ取引のポイント

ヘッジ対象の価格リスクを削減する
カバーするリスクの範囲は、価格変動、金利変動、為替変動である。
ヘッジ手段としてはデリバティブ取引を用いる
ヘッジ取引の種類は2種類ある
公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ対象とヘッジ手段、両者の損益を同一会計期間に認識し、ヘッジの効果を財務諸表に反映させるよう処理することにヘッジ会計の基本的意義がある。

(3)方 法

(4)ヘッジ会計の設例

(繰延ヘッジ)		先物取引契約時	決算時	保有国債売却時 = 先物決済時
		6/1	7/31	8/20
	円			
ヘッジ対象	国債 100 (その他有価証券)		98	96
ヘッジ手段	先物取引	100	97	95

(仕 訳)

6/1			仕訳なし	
7/31	ヘッジ対象	繰延先物差額 (純資産の部へ計上)	2 /	その他有価証券 2
	ヘッジ手段	先物取引 (先物取引に係る債権)	3 /	繰延先物差額 3 (利益の繰延 = 負債)
8/20	ヘッジ対象	現預金 有価証券売却損	96 / 4 /	その他有価証券 98 繰延先物差額 2
	ヘッジ手段	先物取引 現預金 繰延先物差額	2 / 5 / 5 /	繰延先物差額 2 先物取引 5 先物利益 5

ヘッジ活動を通じて、ヘッジ対象の損益とヘッジ手段の損益を繰延べることにより、ヘッジ対象の損益の認識時点と合わせて、同一期間の損益認識となる。

(時価ヘッジ)

6/1			仕訳なし	
7/31	ヘッジ対象	有価証券評価損益	2 /	その他有価証券 2
	ヘッジ手段	先物取引 (資産)	3 /	先物差額 3
8/20	ヘッジ対象	現預金	96 /	その他有価証券 100
		有価証券売却損	4 /	
	ヘッジ手段	先物取引	2 /	先物利益 2
		現預金	5 /	先物取引 5

時価ヘッジを採用しているので、8/20 で有価証券売却損と先物利益が相殺される。

金融商品に関する会計基準

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1) 設 定(平成 11 年 1 月 22 日 最終改正 平成 20 年 3 月 10 日 ASBJ)

金融商品に関する会計処理を定めることを目的とし、すべての会社における金融商品の会計処理に適用する。

(2) 金融資産

現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引(以下、「デリバティブ取引」という。)により生じる正味の債権等をいう。

(3) 金融負債

支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう。

(4) 償却原価法

金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。

(5) ヘッジ取引

ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するか、ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の価格変動、金利変動及び為替変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引をいう。

(6) ヘッジ会計

ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。

(7) 予定取引

未履行の確定契約に係る取引及び契約は成立していないが取引予定時期、取引予定物件、取引予定量、取引予定価格等の主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、それが実行される可能性が極めて高い取引をいう。

(8) リスク・経済価値アプローチ

金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法をいう。

(9) 財務構成要素アプローチ

金融資産を構成する財務的要素(以下、「財務構成要素」という。)に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法をいう。

(10) 金融商品

金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品という。

- 2 金融商品取引法

(これは学生が会計基準を学ぶためにまとめたものです、更に補充して勉強して下さい。)

重要定義のチェック

(1) 設 定(昭和 23 年 4 月 13 日 最終改正平成 20 年 6 月 13 日)

この法律は、国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、有価証券の発行および売買その他の取引を公正ならしめ、且つ、その通流を円滑にすることを目的とする。

併せて、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

(2) 有価証券の定義

(3) 有価証券の募集

(4) 有価証券の売出

(5) 有価証券届出書

(6) 金融商品取引業